

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律の概要 (平成21年度補正予算関連)

総務省
平成22年2月

国税5税の減額補正に伴う地方交付税総額の減少については、国の一般会計からの加算により全額補てんする。

(具体的な内容)

国税5税の減額補正に伴う交付税の減	約▲2兆9,500億円
国の一般会計からの加算	約+2兆9,500億円
(内訳)－[国負担分]臨時財政対策加算額	約+1兆4,750億円
－[地方負担分]臨時財政対策債振替加算額	約+1兆4,750億円

- ※ 緊急経済対策も踏まえ、平成21年度の地方交付税の減少を防ぎ、地方公共団体が取り組む様々な事業に財政面で支障が生じないよう措置したもの。
- ※ 当初予算の地方財政対策が折半ルールであったことを踏まえ、臨時財政対策債振替加算額(約1兆4,750億円)については、平成28年度～平成42年度の地方交付税の法定加算額等の範囲内で減額する。

(参考)

地方交付税の原資である国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)の減額補正 約▲8兆9,500億円

施行期日 公布の日